

令和7年6月須坂市議会定例会議案説明書

番号	件名	概要説明
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	<p>市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。</p> <p>1 損害賠償の原因 車両接触事故 2 損害賠償の金額 230,114円 3 損害賠償の相手方 * * * * * * * * * * * * * * * *</p>
報告第2号	2025年度須坂市土地開発公社事業計画書及び須坂市土地開発公社予算書について	2025年度の事業の計画及び予算に関する書類を提出する。
報告第3号	2025年度一般財団法人須坂市文化振興事業団事業計画書及び一般財団法人須坂市文化振興事業団予算書について	2025年度の事業の計画及び予算に関する書類を提出する。
報告第4号	2025年度須坂温泉株式会社事業計画書及び須坂温泉株式会社予算書について	2025年度の事業の計画及び予算に関する書類を提出する。
報告第5号	2024年度須坂市土地開発公社事業報告書及び須坂市土地開発公社決算書について	2024年度の事業の報告及び決算に関する書類を提出する。
報告第6号	2024年度一般財団法人須坂市文化振興事業団事業報告書及び一般財団法人須坂市文化振興事業団決算書について	2024年度の事業の報告及び決算に関する書類を提出する。
報告第7号	2024年度須坂温泉株式会社事業報告書及び須坂温泉株式会社決算書について	2024年度の事業の報告及び決算に関する書類を提出する。
報告第8号	2024年度須坂市一般会計繰越明許費繰越計算書について	地域福祉推進事業ほか11事業の費用合計 682,875,099円を翌年度へ繰越しする。
報告第9号	2024年度須坂市水道事業会計継続費繰越計算書について	塩野浄水場電気設備更新事業及び塩野浄水場浄水池建設事業の支出予算額 430,000,000円を翌年度へ繰越しする。

議案第35号	2025年度須坂小学校・須坂支援学校低学年管理棟・昇降口棟改修工事請負契約の締結について	<p>下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の方法 一般競争入札による請負契約 2 契約の金額 209,000,000円 3 契約の相手方 須坂市大字小山2552番地3 株式会社北條組須坂支店 支店長 原山 洋一
議案第36号	小・中・支援学校児童生徒用端末及び指導者用端末（i Pad）の取得について	<p>下記のとおり取得するため、議会の議決を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物品名 小・中・支援学校児童生徒用端末及び指導者用端末（i Pad） 2 契約の方法 随意契約 3 契約の金額 230,670,000円 4 契約の相手方 松本市笛賀7941 富士電機 I T ソリューション株式会社松本支店 支店長 鎌田 齊三郎
議案第37号	須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 市長、副市長の給料月額を減額するため改正する。 (施行期日) 令和7年8月1日から施行する。</p>
議案第38号	須坂市市税条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 地方税法等の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示送達について、インターネットを用いる方法についての規定を加える。 2 所得控除及び個人の市民税に係る申告について、特定親族の規定を加える。 3 家屋の附帯設備に係る固定資産税の納税義務者について、取り付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、取り付けた者を所有者とみなして課税する規定を加える。 4 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量のみで紙巻たばこの本数に換算する課税方式の規定を加える。 <p>(施行期日) 公布の日（一部については各号に定める日）から施行する。</p>

議案第39号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 須坂都市計画用途地域の変更に伴い、甲種区域として定める区域の範囲に用途地域が指定されることから、適用する区域及び区域の範囲を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>
議案第40号	須坂市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、課税免除の対象となる期限を令和9年度まで3年間延長するため改正する。</p> <p>(施行期日) 公布の日から施行する。</p>
議案第41号	須坂市水道法の施行に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 建設業法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 公布の日から施行する。</p>
議案第42号	2025年度須坂市一般会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 3,450,274千円を減額する。
議案第43号	須坂市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容) 須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画の内容が変更されることに伴い、区域内における建築物の用途の制限について改めるため改正する。</p> <p>(施行期日) 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>